

(参考) 確定拠出年金制度の現状等

- 1. 制度の現状 … P. 2
- 2. 税制 … P. 13
- 3. 適切な商品選択 … P. 19
- 4. これまでの議論 … P. 32

令和8年4月23日

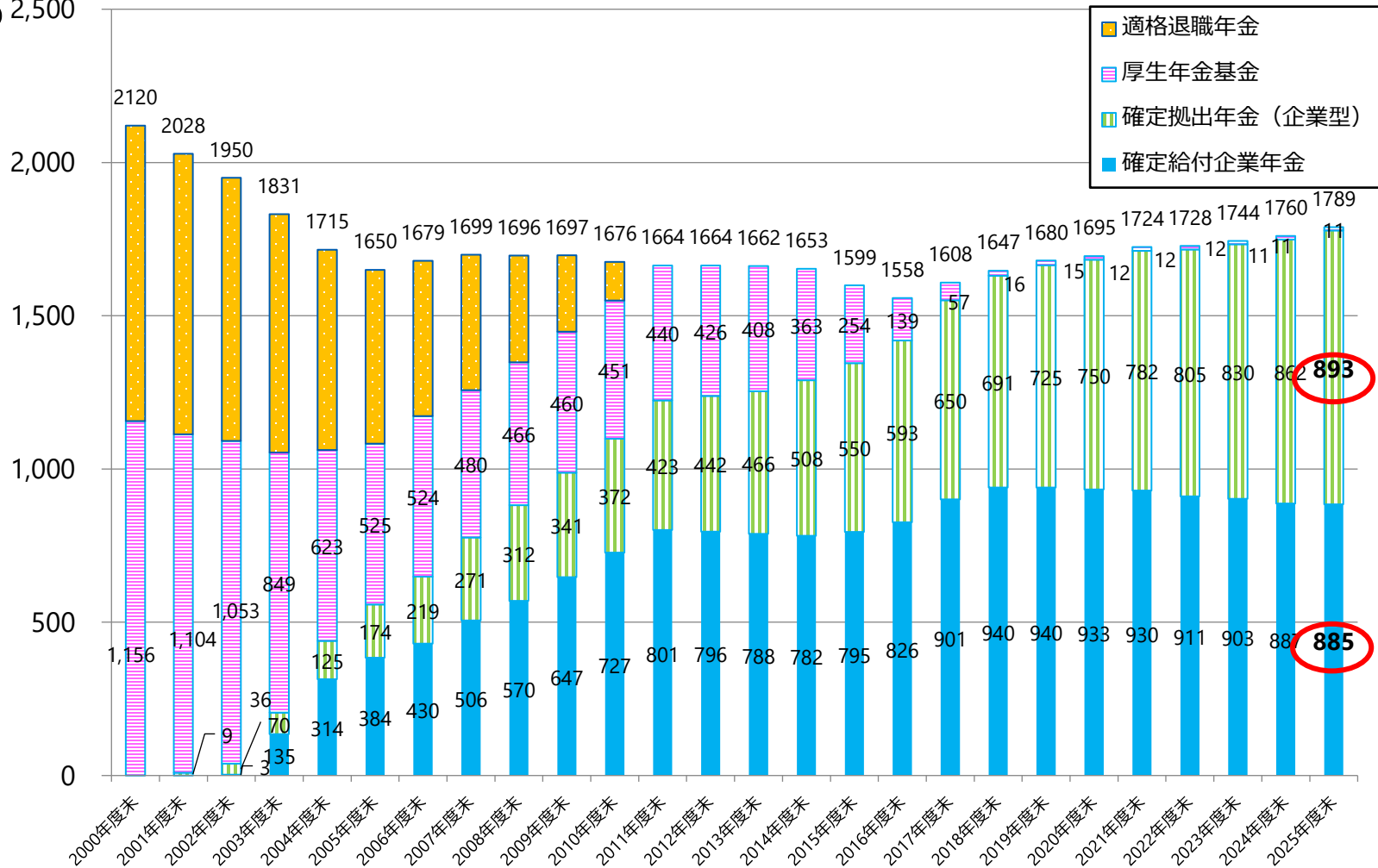
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 制度の現状

企業年金の加入者数の推移

- 長らく企業年金の中核を担ってきた適格退職年金・厚生年金基金から、制度の中心は、確定給付企業年金（D B）・企業型確定拠出年金（企業型DC）に移行。

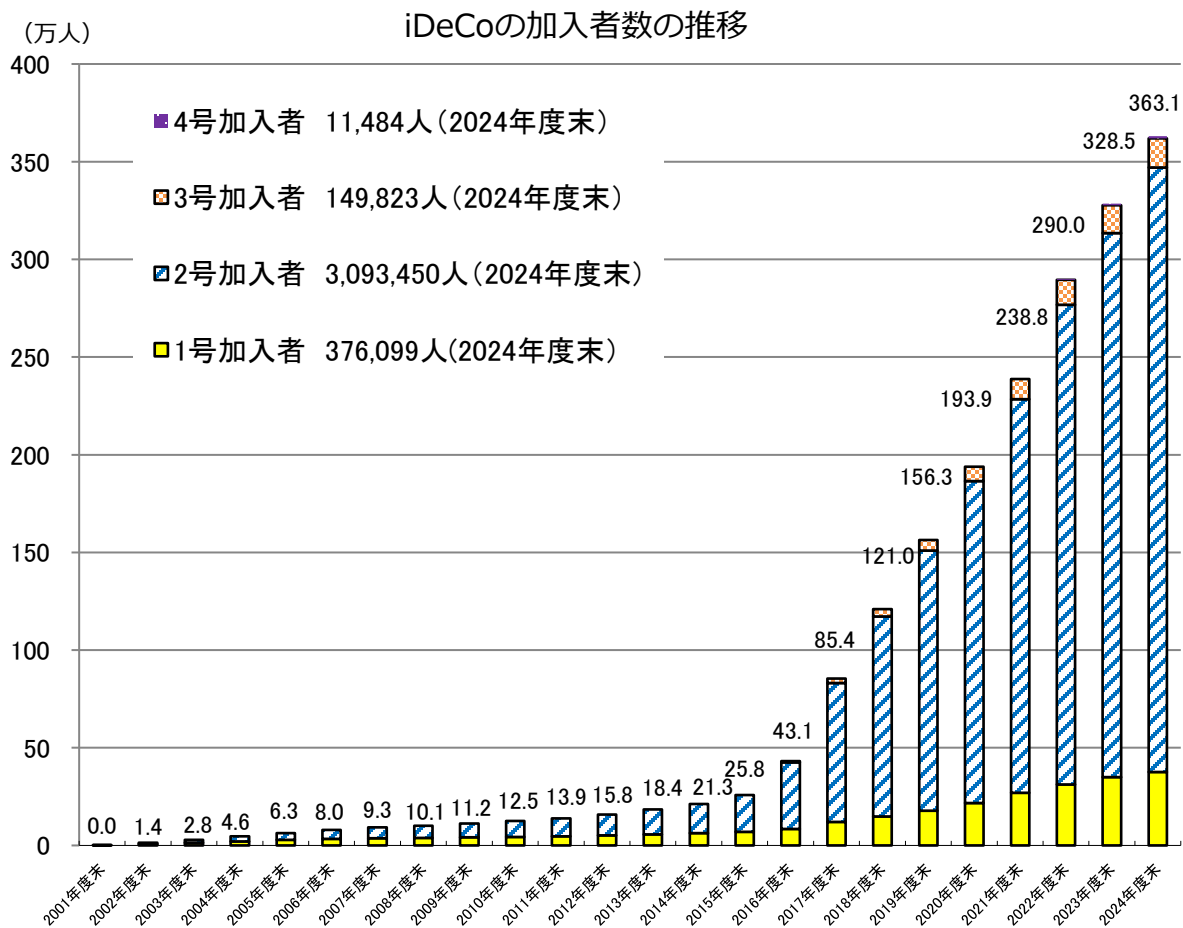
加入者数(万人) 2,500



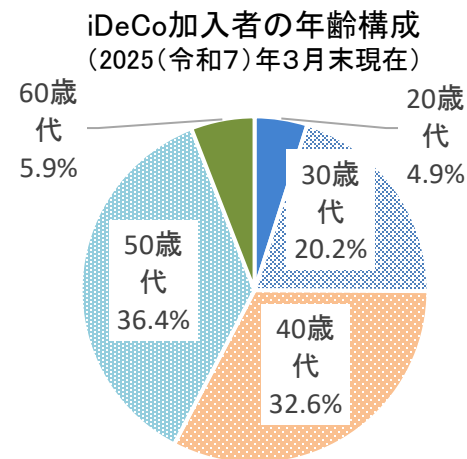
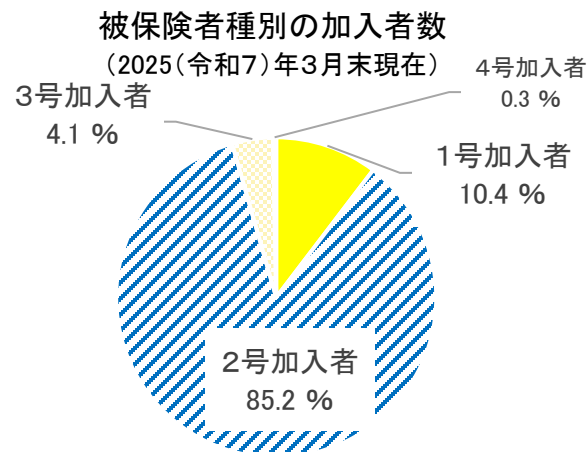
(出所) 適格退職年金・厚生年金基金・確定給付企業年金：生命保険協会・信託協会・JA共済「企業年金(確定給付型)の受託概況」(2010年度末分までは「企業年金の受託概況」)
 確定拠出年金：運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」
 ※2025年度末時点は運営管理機関連絡協議会・生命保険協会・信託協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況」による速報値。

iDeCoの加入者数の推移

- 個人型確定拠出年金の一層の周知を図るため、2016(平成28年)9月に個人型確定拠出年金の愛称をiDeCo
- (individual type Defined Contribution pension plan に決定。
- 2017 (平成29) 年1月に加入可能範囲を拡大。2025 (令和7) 年3月末現在、加入者は363.1万人。

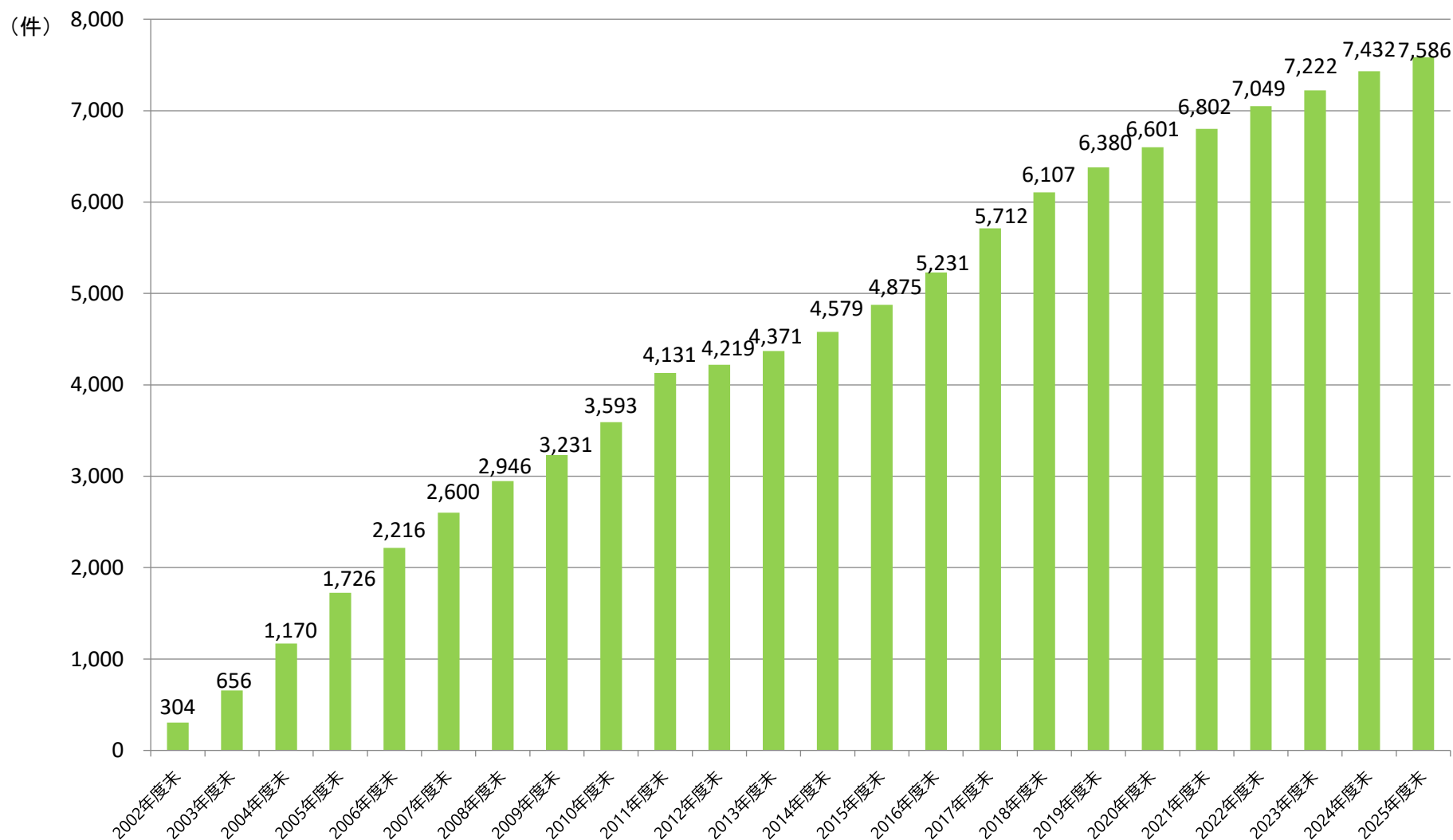


(出所) 国民年金基金連合会調べ



企業型確定拠出年金（企業型DC）の規約数の推移

- 企業型確定拠出年金の規約数は、毎年増加している。



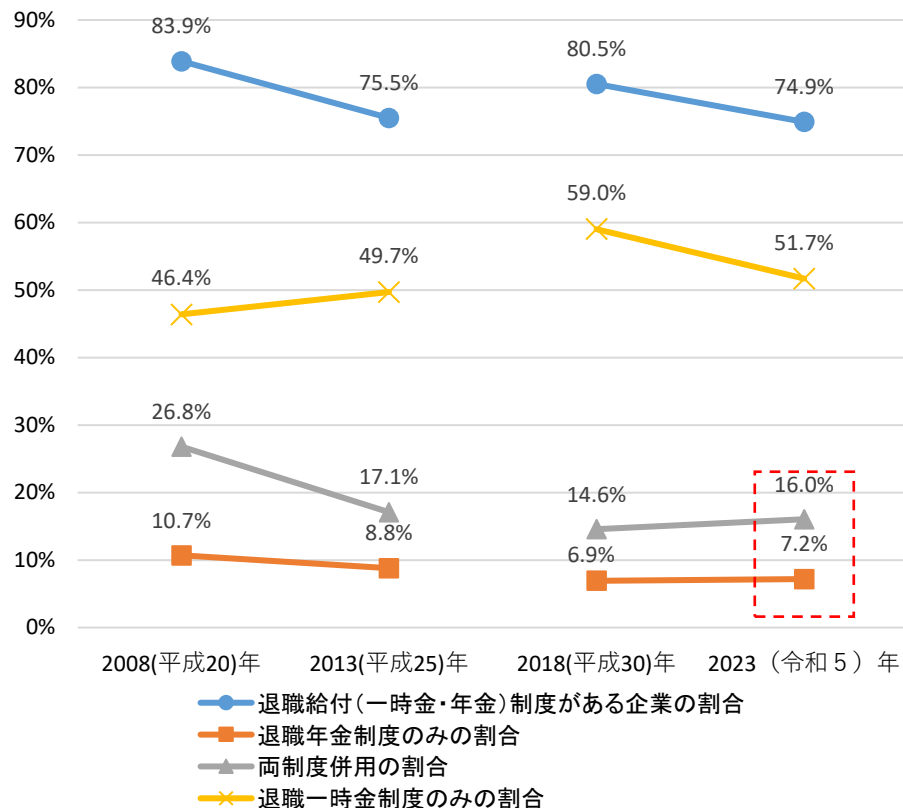
(出所) 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」

※2025年度末時点は運営管理機関連絡協議会・生命保険協会・信託協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況」による速報値。

企業年金の実施状況

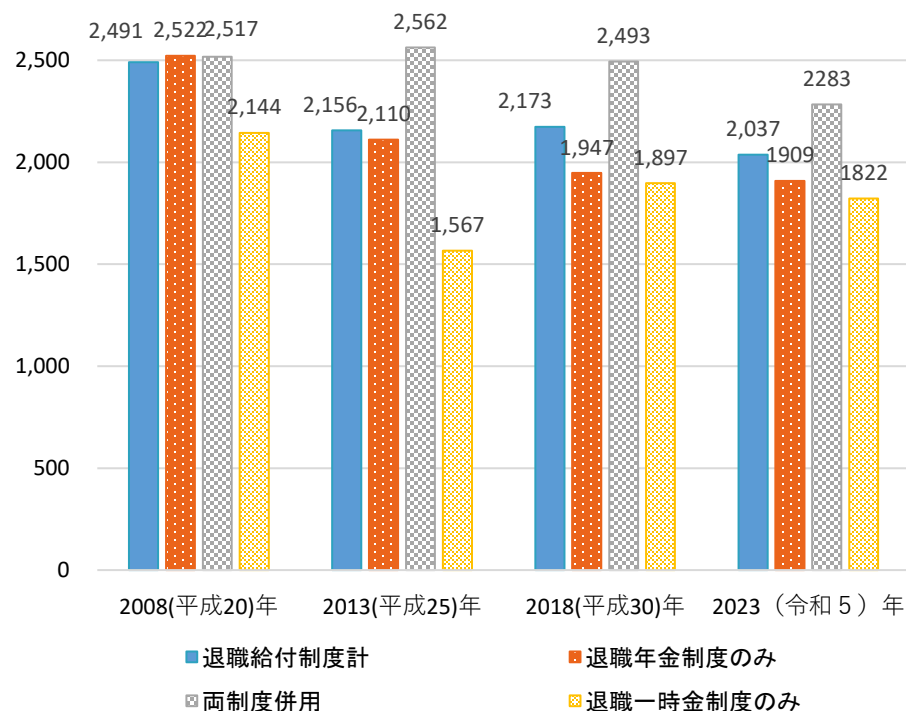
○ 企業年金がある企業の割合は低位で推移。

＜退職給付制度の有無＞



＜退職給付水準の推移＞

(万円) ※大学・大学院卒で35年以上勤務した定年退職者の平均



(出所)厚生労働省「就労条件総合調査」を基に作成

(注) 1. 退職給付額制度計とは、退職一時金制度のみの場合は退職一時金額、退職年金制度のみの場合は年金現価額、退職一時金制度と退職年金制度併用の場合は退職一時金額と年金現価額の計である。

2. 退職一時金制度とは、社内準備、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度、その他をいう。

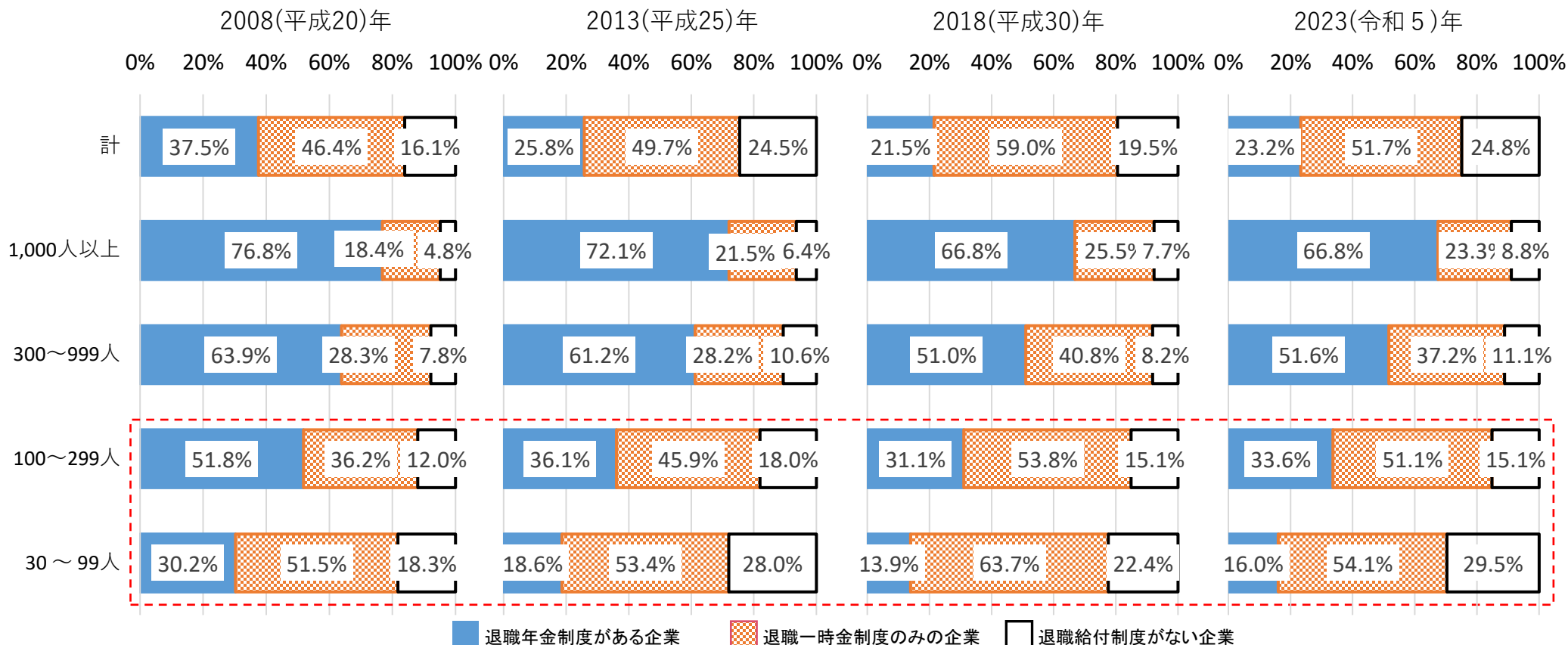
3. 退職年金制度とは、確定給付企業年金、厚生年金基金、適格退職年金、確定拠出年金(企業型)、企業独自の年金をいう。

4. 2013年以前の調査は2018年以降の調査と調査対象が異なる(2013年以前の調査は、調査対象を「常用労働者30人以上である会社組織の民間企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、2018年以降の調査は「常用労働者30人以上である民間企業(医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人を含む)」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。)

企業年金の実施状況（従業員規模別）

○ 従業員規模が小さいほど退職年金制度の実施割合は低い。

＜退職給付制度の実施状況（企業割合・規模別）＞



(出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」を基に作成

(注) 1. 退職一時金制度とは、社内準備、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度、その他をいう。

2. 退職年金制度とは、確定給付企業年金、厚生年金基金、適格退職年金、確定拠出年金(企業型)、企業独自の年金をいう。

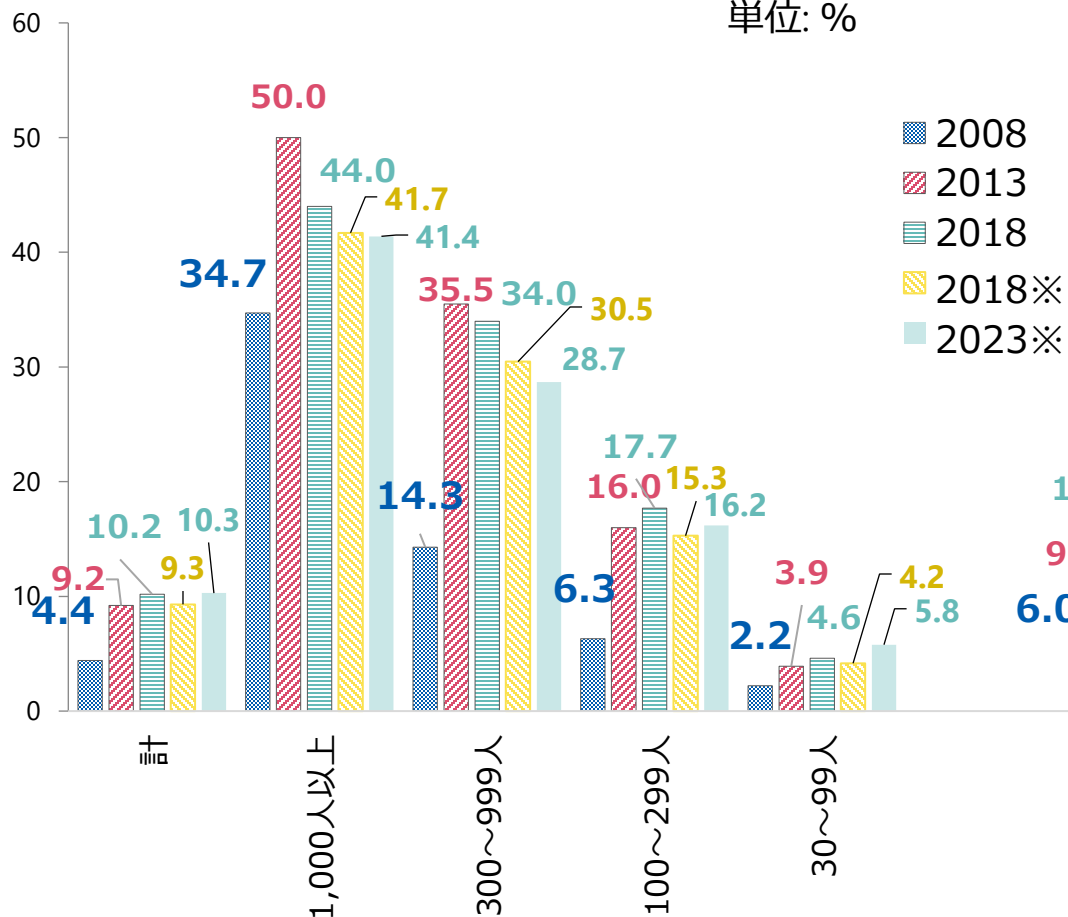
3. 2013年以前の調査は2018年以降の調査と調査対象が異なる(2013年以前の調査は、調査対象を「常用労働者30人以上である会社組織の民間企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、2018年以降の調査は「常用労働者30人以上である民間企業(医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人を含む)」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。)

DB, 企業型DCの実施状況（従業員規模別）

○ 従業員規模が小さくなるほど、企業年金の実施割合が低くなる傾向にある。

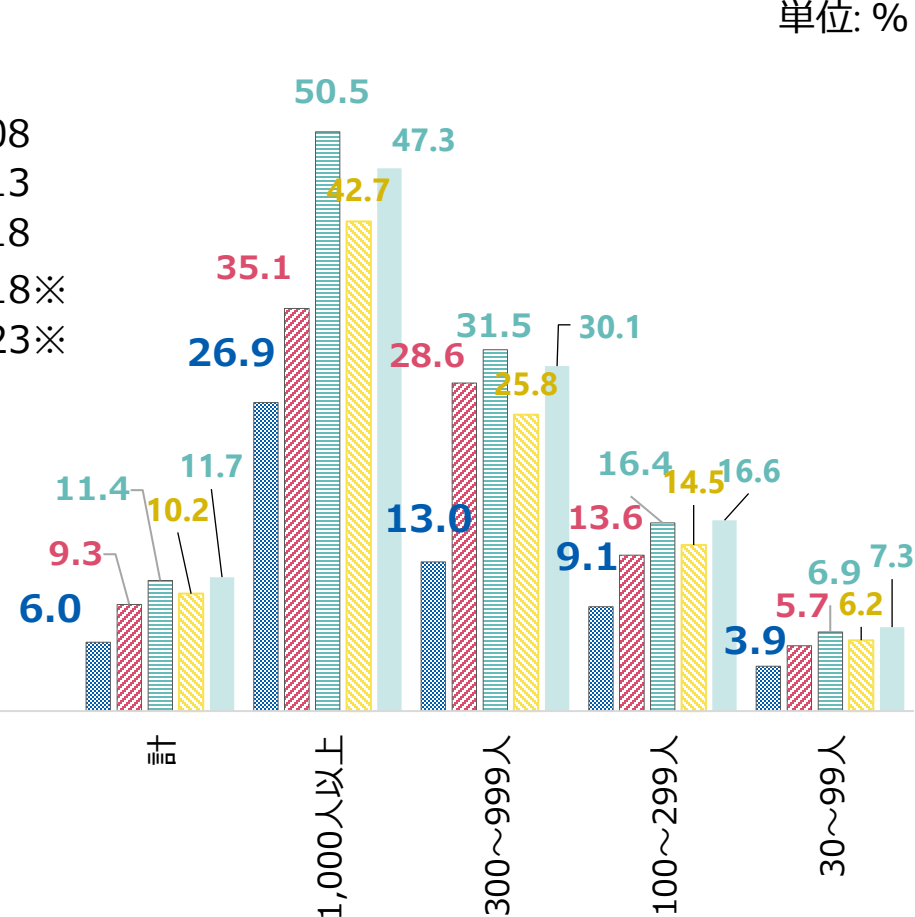
確定給付企業年金（DB）

単位: %



企業型確定拠出年金（DC）

単位: %

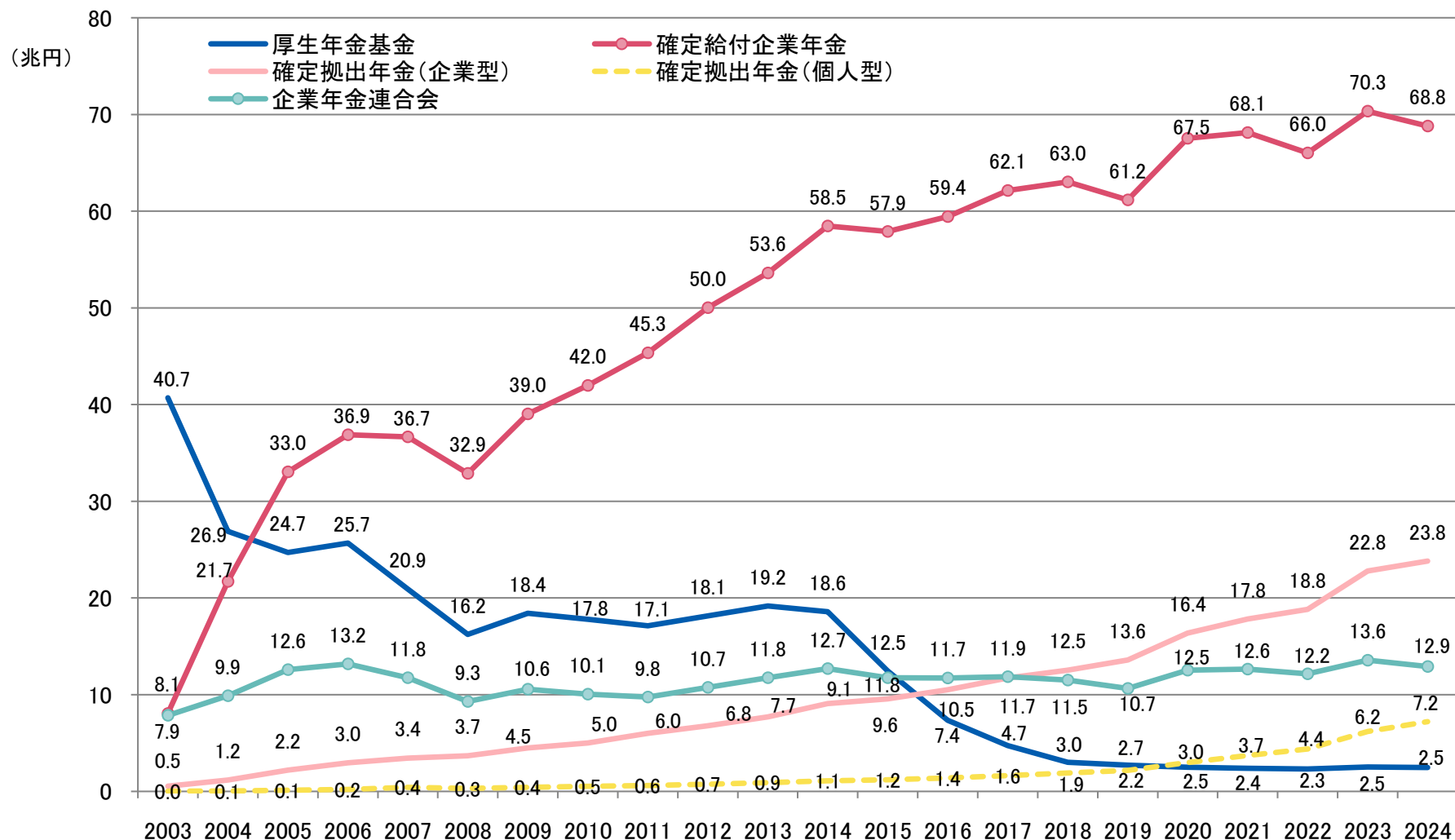


(出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」を基に作成

(注) ※を付している調査（2018年・2023年調査）は、2013年以前と調査対象が異なっている。2018年調査結果のうち※を付していないものは、比較のために特別に2013年以前の調査と同範囲を集計したものの。

確定給付企業年金（DB）・確定拠出年金（DC）の資産残高の推移

- 確定給付企業年金（DB）の資産残高68.8兆円、企業型確定拠出年金（企業型DC）の資産残高23.8兆円、個人型確定拠出年金（個人型DC）の資産残高7.2兆円となっている。

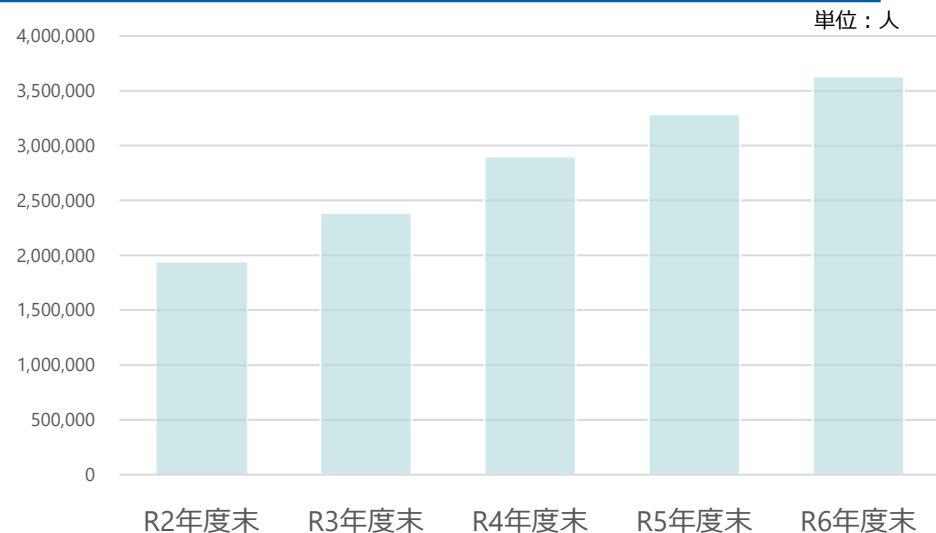


(出所) 企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料」・「年金資産運用状況」、運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」、信託協会・生命保険協会・JA共済連「企業年金の受託概況」

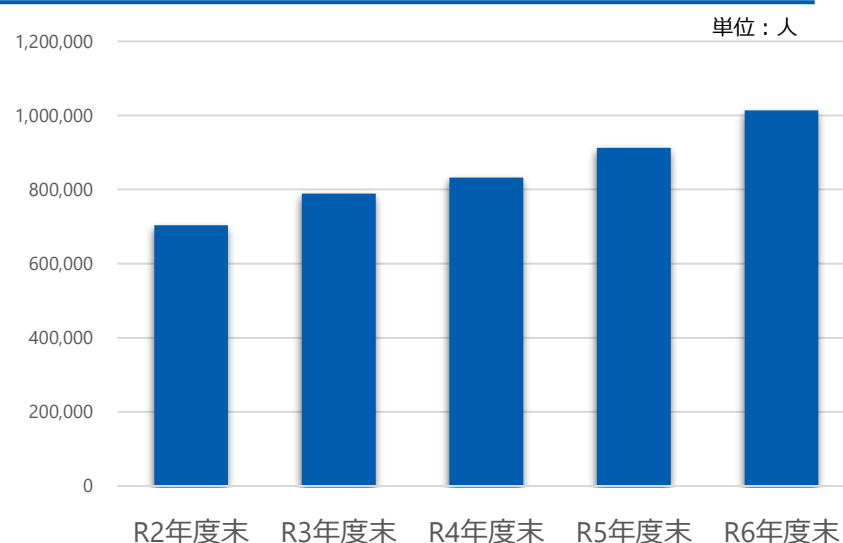
iDeCoの加入者数及び運用指図者数の推移

○ iDeCoの加入者及び運用指図者はともに増加している。

iDeCoの加入者数の推移



iDeCoの運用指図者数の推移



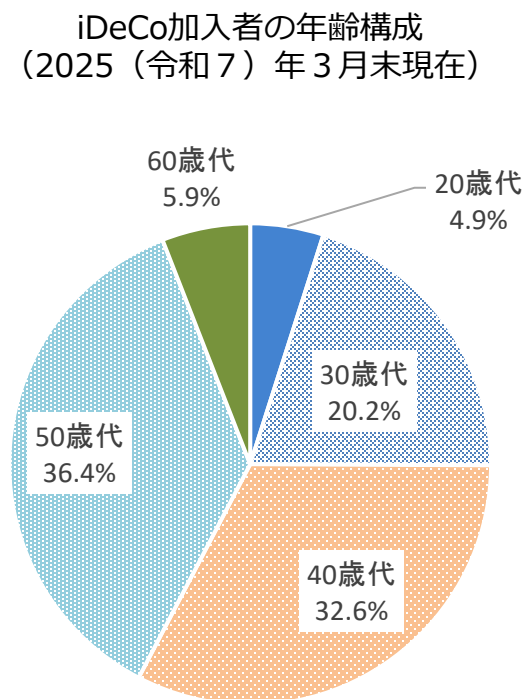
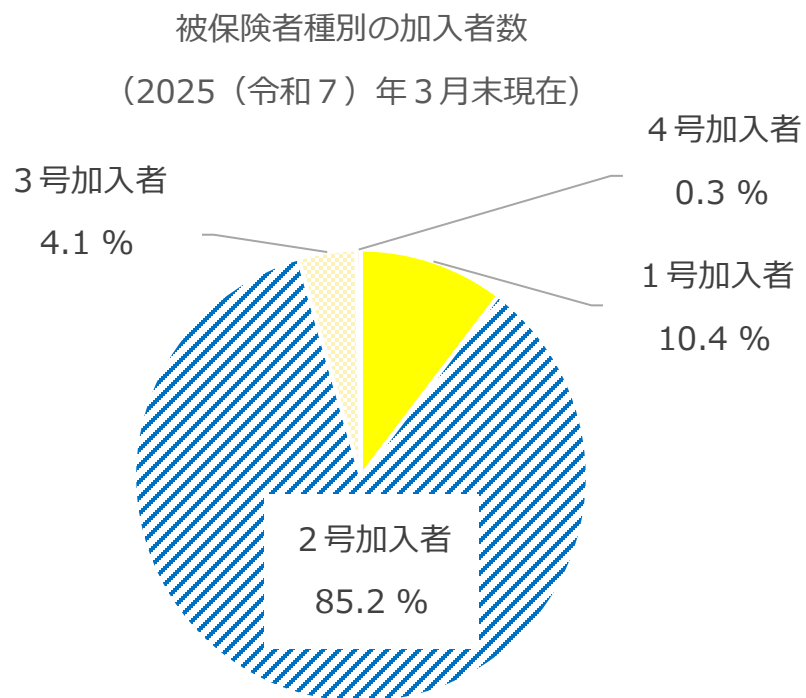
	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末	R6年度末
加入者数 (万人)	193.9	238.8	290.0	328.5	363.1
加入者増加人数 (万人)	43.8	52.6	56.9	45.2	43.3
うち 新規加入者割合	80.7%	80.6%	76.0%	74.4%	72.3%
企業型 →iDeCo加入者割合	14.9%	14.7%	14.9%	18.6%	19.8%
iDeCo運用指図者 →iDeCo加入者割合	4.4%	4.7%	9.1%	7.0%	7.9%

	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末	R6年度末
運用指図者数 (万人)	70.3	78.9	83.2	91.3	101.4
運用指図者増加人数 (万人)	14.9	17.2	15.5	17.9	21.2
うち iDeCo加入者 →iDeCo運用指図者割合	40.0%	43.9%	35.1%	36.0%	39.7%
企業型 →iDeCo運用指図者割合	60.0%	56.1%	64.9%	64.0%	60.3%

※割合は年度中の加入者等増加人数に占める加入・移換等した者の割合を示している
(出所) 国民年金基金連合会調べ

iDeCo加入者の種別と割合

- iDeCo加入者における加入者種別の割合を見ると、2号加入者（厚生年金保険の被保険者（会社員、公務員等））が大半を占める。
- iDeCo加入者の年齢構成を見ると、50歳代、60歳代の加入者が一定数いる。60歳代以上のiDeCo加入者数は約21万5千人（令和7年3月末時点）。





iDeCoとNISA



税の優遇範囲が広く老後資産形成に適したiDeCoと ライフプランに柔軟に対応するNISAとで 目的に応じた使い分けを

	iDeCo(イデコ) (個人型確定拠出年金)	NISA ※つみたて投資枠と成長投資枠は併用可能	
		つみたて投資枠	成長投資枠
対象者	原則20歳以上65歳未満 (公的年金被保険者)	18歳以上 ²⁾	
拠出限度額	年間24~81.6万円 ¹⁾	年間 120万円	年間 240万円
		非課税保有限度額1,800万円 (うち成長投資枠は1,200万円) ³⁾	
投資可能商品	投資信託 保険商品 定期預金等	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託	上場株式・投資信託等
購入方法	定期的・継続的に積み立てる	定期的・継続的に積み立てる	自由
受け取り	原則60歳以降に受け取り	引き出し可能	
税の優遇	<ul style="list-style-type: none"> ・拠出時の所得控除により、毎年の所得税や住民税が少なくなる ・受取り時の公的年金等控除・退職所得控除により、支払う税金が少なくなる 	—	
		運用益が非課税	

1) 国民年金のみに加入の自営業者等：68,000円/月（12月より、75,000円/月）
 会社員：企業年金無し23,000円/月、企業年金有り（公務員含む）20,000円/月（12月より、62,000円/月）
 （企業年金加入状況により異なるので、詳細は勤務先にご確認ください）
 専業主婦(主夫)等：23,000円/月

2) 1月1日時点で18歳以上の場合にNISA口座を開設できる
 3) 簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）

2. 税制

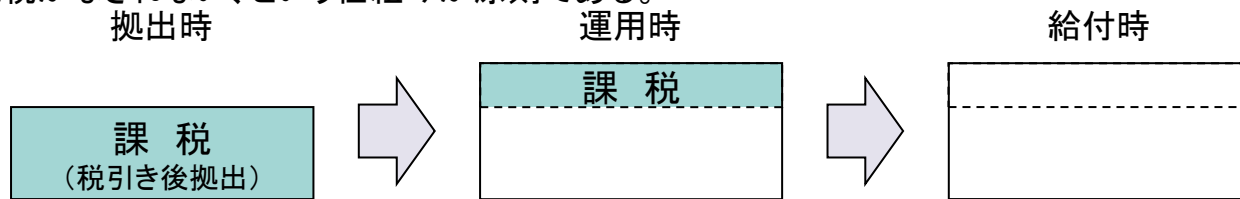


所得税における貯蓄等に対する課税の在り方

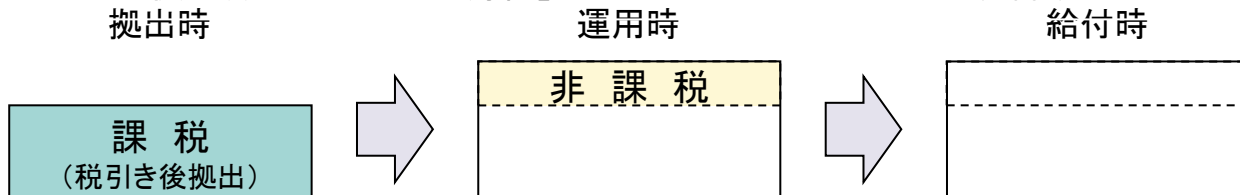
【基本的考え方】

- 取得型（発生型）所得概念の下での包括的所得税では、あらゆる経済的利得について発生時点で課税ベースに算入されることから、**拠出時課税（Tax）、運用時課税（Tax）、給付時非課税（Exempt）（TTE型）**となる。

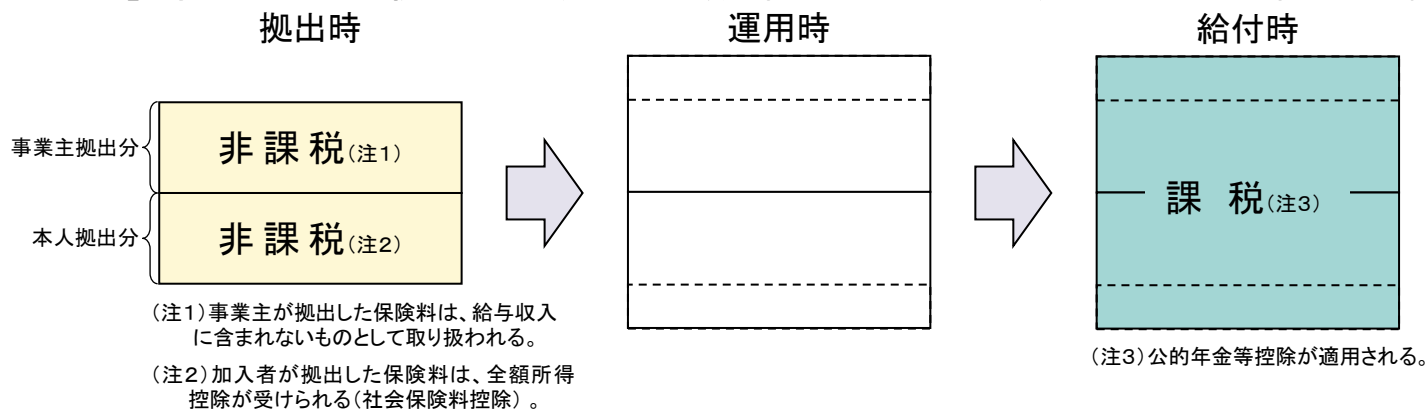
貯蓄は課税済みの所得から行われ、その運用益はそれが取得された時に課税の対象となり、元利についてそれらを実際に得る（引き出す）時には課税がなされない、という仕組みが原則である。



- 【① NISA、障害者等マル優等、財形住宅・年金貯蓄】政策的配慮により運用益が非課税とされる。**(TEE型)**



- 【② 公的年金】事業主・本人が拠出した保険料は全額所得控除が認められ、運用益とともに給付時に課税される。**(EET型)**



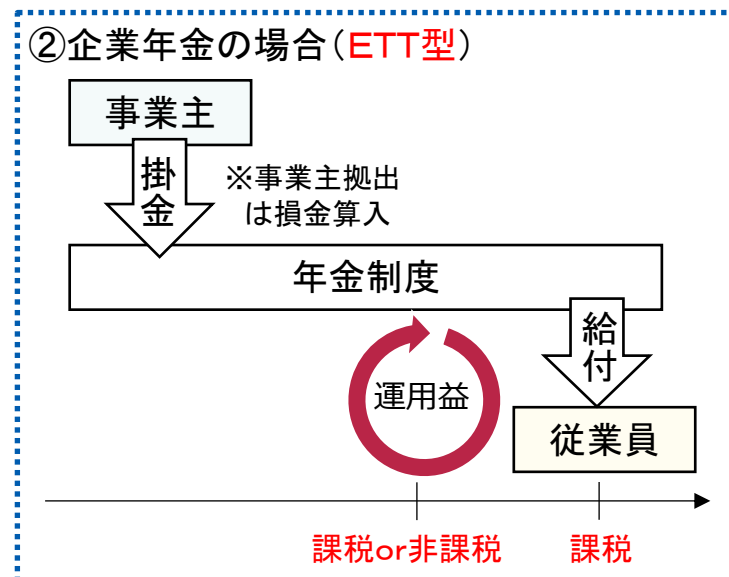
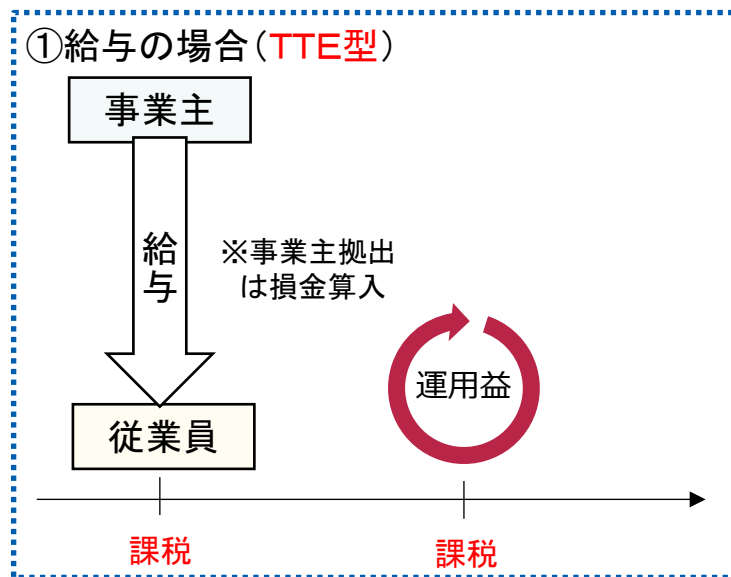
企業年金・個人年金に係る税制

		厚生年金基金		確定給付企業年金 (DB)		企業型確定拠出年金 (企業型DC)		個人型確定拠出年金 (個人型DC (iDeCo))	
拠出時	事業主	全額損金算入	事業主掛金	全額損金算入	事業主掛金	全額損金算入	事業主掛金	全額損金算入	事業主掛金 ^(※)
	従業員	社会保険料控除	加入員掛金	生命保険料控除	加入者掛金	小規模企業共済等掛金控除	加入者掛金 ^(※) <small>(※) マッチング拠出</small>	小規模企業共済等掛金控除	加入者掛金 <small>(※) iDeCoプラス</small>
運用時 ^(※)		代行部分の3.23倍超の部分に対し特別法人税課税 (1.173%)	運用益 事業主掛金 加入員掛金 <small>代行部分の3.23倍</small>	積立金 (加入者掛金分を除く。) に対し特別法人税課税 (1.173%)	運用益 事業主掛金 加入者掛金	積立金に対し特別法人税課税 (1.173%)	運用益 事業主掛金 加入者掛金	積立金に対し特別法人税課税 (1.173%)	運用益 事業主掛金 加入者掛金
給付時	年金	雑所得として課税【公的年金等控除】	運用益 事業主掛金	加入者掛金分を除き雑所得として課税【公的年金等控除】	運用益 事業主掛金	雑所得として課税【公的年金等控除】	運用益 事業主掛金	雑所得として課税【公的年金等控除】	運用益 事業主掛金
	一時金	退職所得として課税【退職所得控除】	加入員掛金	加入者掛金分を除き退職所得として課税【退職所得控除】	加入者掛金	退職所得として課税【退職所得控除】	加入者掛金	退職所得として課税【退職所得控除】	加入者掛金

(※) 特別法人税については、2028(令和10)年度末まで、課税停止措置が延長されている。

特別法人税課税の考え方

- 公的年金については、拠出時は企業拠出は損金算入、本人負担は社会保険料控除を適用し非課税、運用時も非課税とし、給付時に課税（ただし、公的年金等控除を適用）する考え方となっており、代行部分を有する厚生年金基金は公的年金に準じた取扱いとなっている。
- 他方、厚生年金基金以外の企業年金については、拠出時において企業の経費（損金算入）とする一方、直ちに従業員に対する給与所得として課税する方式も考えられるが、拠出時においては、従業員にとっては、年金の受給権は発生しておらず、このような状況下で課税することは適当でないとの判断の下、所得税の課税を受給が確定するまで繰り延べることにしているものである。
- 本来、拠出時に給与所得として課税すべきところ、これを繰り延べると、企業拠出部分とその運用益部分について、非課税の「たまり」ができることとなる。
- この非課税となっている企業拠出部分とその運用益部分について、従業員の所得としての課税は年金受給時に行うことによる、その期間の繰り延べによる利益、すなわち、**税金の納付を延長するための利益相当部分を、年金積立金を運用する法人に課税するのが、導入当時の特別法人税課税の考え方**である。



※①と②の課税を公平にしているのが特別法人税

企業年金等の積立金に対する特別法人税の概要②

特別法人税の沿革

昭和37年度 適格退職年金導入に伴い特別法人税創設

昭和43年度 税率変更 (1.2% → 1.0%)

平成11年度

2年間課税凍結

(超低金利の状況、企業年金の財政状況等を踏まえ、凍結)

平成13年度

課税凍結の2年間延長

確定拠出年金法の施行 (平成13年10月)

平成14年度

確定給付企業年金法の施行 (平成14年4月)

平成15年度

課税凍結の2年間延長

平成17年度

課税凍結の3年間延長

平成20年度

課税凍結の3年間延長

平成23年度

課税凍結の3年間延長

平成26年度

課税凍結の3年間延長

平成29年度

課税凍結の3年間延長

令和2年度

課税凍結の3年間延長

令和5年度

課税凍結の3年間延長

令和8年度

課税凍結の3年間延長

課
税
凍
結

DB・DC創設時には既に課税が凍結されており、
実質的にはDB・DCに課税されたことはない。

(参考) 各企業年金制度における資産額

- 厚生年金基金 (企業年金連合会を含む) 約15.4兆円 (2024年度末)
- 確定給付企業年金 約68.8兆円 (2024年度末)
- 確定拠出年金 (企業型+個人型) 約31,0兆円 (2024年度末)

諸外国の企業年金の税制

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠出時	非課税 (所得控除)	非課税	非課税	非課税	非課税
運用時	課税 (特別法人税)	非課税	非課税	非課税	非課税
給付時	課税 (公的年金等控除、 退職所得控除)	課税	課税	課税 (収益部分)	課税

(出所) 日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所協議会「令和7年度税制改正に関する要望【要望項目説明資料】」(令和6年9月)
(https://www.jsda.or.jp/about/teigen/zeisei/files/2409_zeisei_siryou.pdf) より抜粋

3

3. 適切な商品選択

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

指定運用方法例

- 指定運用方法の選定に際しては、運営管理機関が候補となる商品とその選定理由を提示することとされている。
- 指定運用方法については、運用方法ごとに、信託報酬等の手数料にばらつきがみられる。

<指定運用方法例（個別情報をもとに一般化して作成）>

	指定運用方法	種類	信託報酬率	選定理由
A社	グローバルバランスファンド	投資信託の受益証券 (バランス・ファンド/グローバル)	年0.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な収益確保とリスク低減 ・安定的運用の実現が期待できる ・信託報酬を含むトータル・コストは低水準
B社	ターゲット・イヤー・ファンド	投資信託の受益証券 (ターゲット・イヤー・ファンド /グローバル)	年0.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・各資産のマザーファンド(パッシブファンド)の実績 ・年齢に応じたリスク抑制 ・相対的な信託報酬の低さ
C社	バランス・ファンド(安定型)	投資信託の受益証券 (バランス・ファンド/グローバル)	年0.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・商品提供会社の財務状況 ・安定的な収益確保と長期的なリスク抑制
D社	ターゲット・イヤー・ファンド	投資信託の受益証券 (ターゲット・イヤー・ファンド /グローバル)	年0.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・リターン、リスク、手数料、運用結果が掛金の合計額を上回る可能性を総合的に考慮
E社	保険(10年)	利率保証年金保険	—	<ul style="list-style-type: none"> ・商品提供会社の財務状況と運用実績 ・長期的に安定した運用が期待できる
F社	定期預金(10年)	預金又は貯金の預入	—	<ul style="list-style-type: none"> ・運用未経験者及びやむを得ず指図を行えない従業員 の金融理解度やリスク許容度を考慮

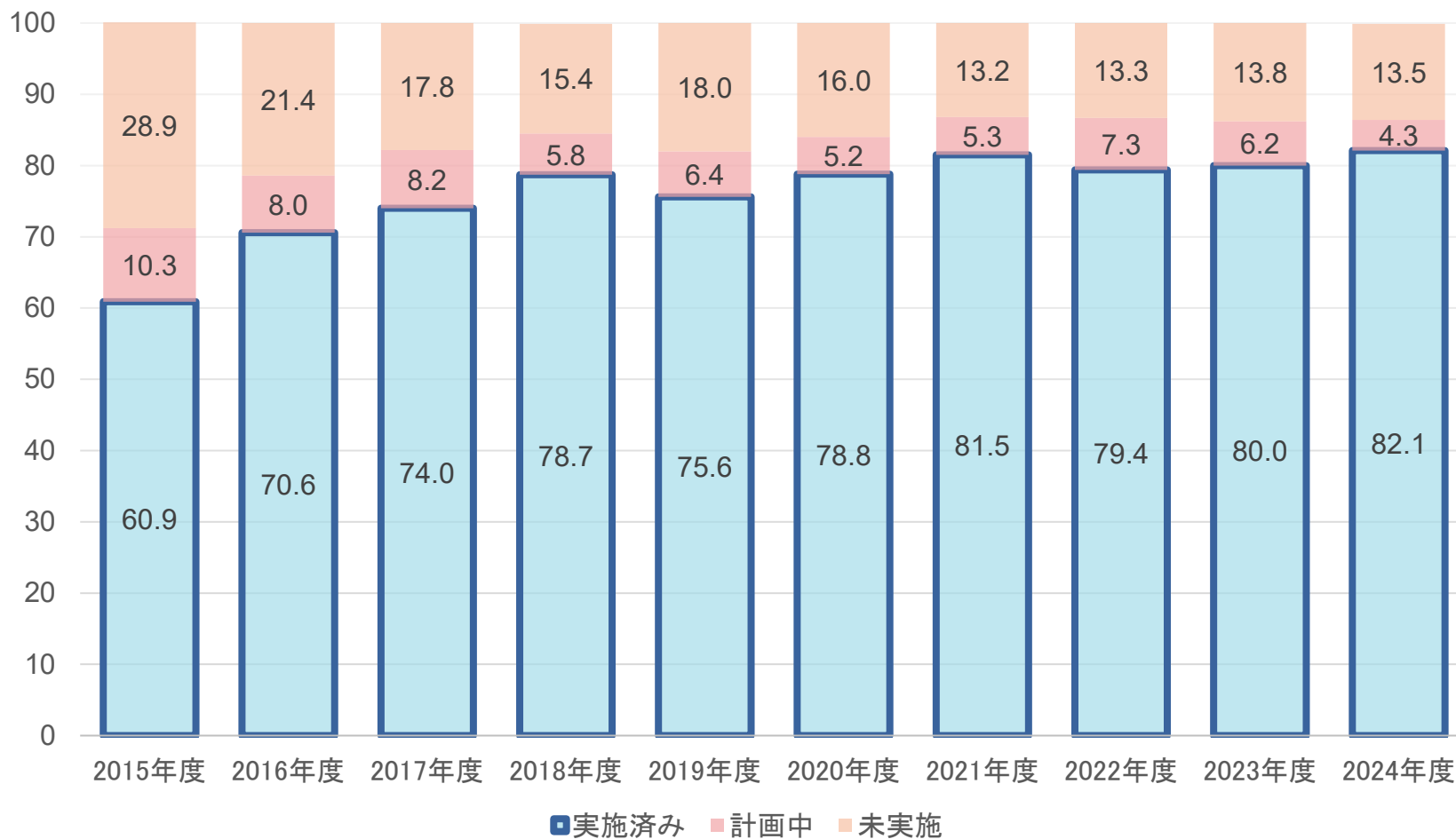
(出典) 運営管理機関による公表資料・事業報告書をもとに厚生労働省作成。

(注) 必ずしも特定の商品を選定して記載したのではなく、各運用商品の情報を一般化してまとめたものであることに留意。

継続投資教育の実施状況

○ 継続投資教育の実施率は、向上しつつある。

＜継続投資教育の実施状況＞

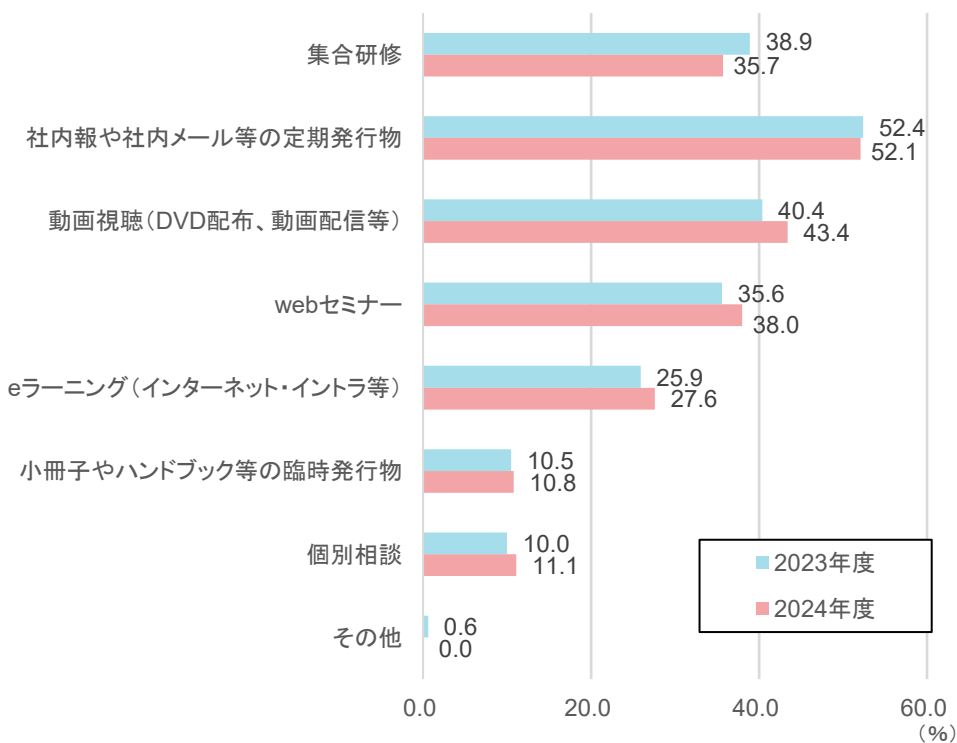


(出所) 企業年金連合会資料を基に厚生労働省作成(2015年度決算～2024年度決算)

継続投資教育の手法

- 継続投資教育の手法としては、「集合研修」、「定期発行物」、「動画視聴」、「webセミナー」が多い。
- 社員の意向を踏まえてセグメント化し、効果的な継続投資教育を実施している例もみられる。

<継続投資教育の手法(複数回答可)>



(出所) 企業年金連合会資料より厚生労働省作成

(2023年度決算:n=638、2024年度決算:n=631)

※ 継続投資教育を実施していると回答した企業の担当者を対象。

投資教育に関する事例

<運用商品の追加・除外時の投資教育>

- (追加) 運用商品の追加にあたって、商品説明だけではなく、会社として新商品を追加するねらいをじっくり説明するように心がけた。特に欠けていたアセットクラスに投資できる選択肢が追加されることが理解されてか、一定の資産が新商品に預け替えられたようだ。
- (除外) 運用商品の除外にあたっては、丁寧な説明を行い同意を取得、除外日になるまで運用指図を行うようアドバイスを繰り返した。照会に集中的に対応する窓口(メール含む)を社内にて設けた効果もあってか、多くの加入者が自ら運用指図を行い、除外日を迎えることができた。

<関心が薄い者への対応>

- 制度の理解度を確認するための簡単なクイズを設定して参加者に回答させた上で、継続教育を始めたところ、自身の理解状況を把握した上での受講となったおかげで参加者の受講意識が大きく向上し、理解度も高いものとなった。
- 継続教育の対象に応じて媒体の使い分けを試みた。制度の関心が低い者については集合研修をベースに、関心が高い者にはeラーニング等の活用を薦めるなどしてそれぞれの満足度を高める工夫を行っている。

<指定運用方法を採用している場合の投資教育>

- 新入社員に対する確定拠出年金制度の説明会では、指定運用方法の意義や手続きについてしっかり説明を行い、またできる限り自分で運用指図を行うよう求めている。現場でもこれにあわせて、書類の提出を促すよう取り組みを進めた結果、運用未指図のまま指定運用方法で運用する者はゼロとなっている。

<投資教育実施後の情報収集と効果の検証>

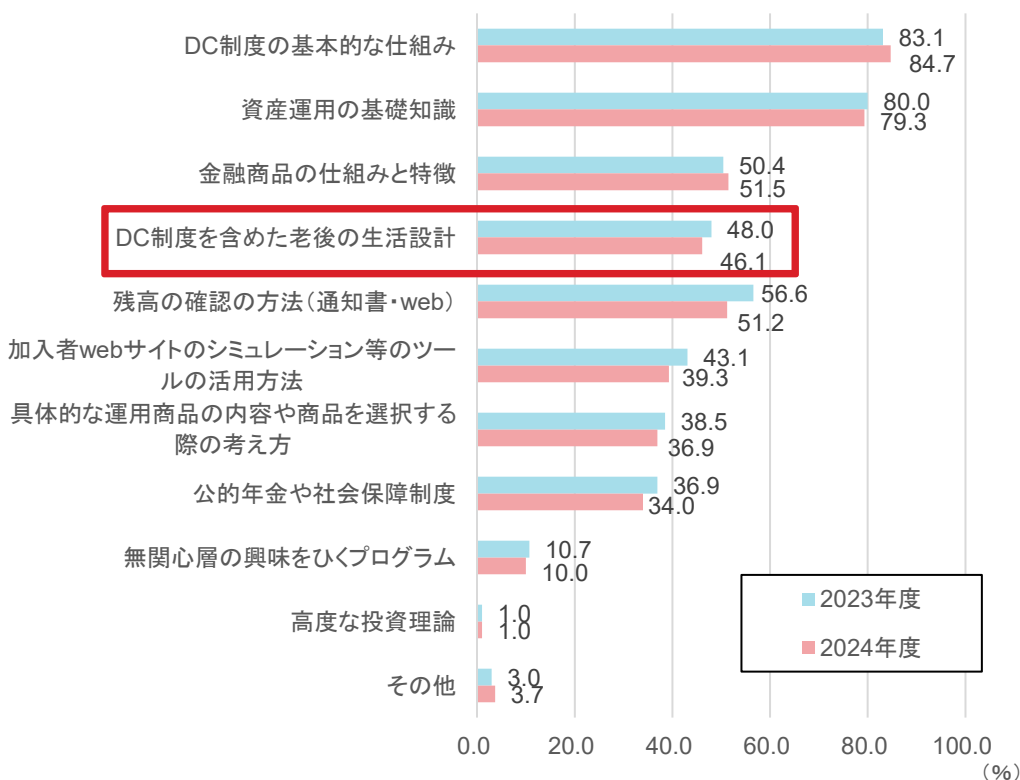
- 人事部・企業年金事務局・労働組合で定期的な情報交換の場を設け、前期の投資教育の取り組みについて報告を行い、また今期はどのような取り組みを行うか意見交換を行うなどして、効率的な投資教育の実施に努めている。
- 投資教育を実施した後に参加者にアンケートをお願いし回収したところ、説明が分かりにくいところや関心の高い部分について意見を収集することができた。次回以降の開催については講師を担当する運営管理機関に連絡をし、説明方法の改善ができた。

(出所) 企業年金連合会「企業型確定拠出年金投資教育ハンドブック」より厚生労働省作成

継続投資教育の内容

- 投資教育の内容は、「DC制度の基本的な仕組み」、「資産運用の基礎知識」、「金融商品の仕組みと特徴」などが多くなっている。
- 投資教育は、加入時と加入後の継続教育時の特徴を踏まえ、計画的に実施されることとされている。
- 退職後の生活の長期化に伴って、受給後の資産運用・取り崩し方など、受給に向けた老後の生活設計に関する教育の重要性が指摘されているが、半数程度の実施に留まっている。

<継続投資教育の内容(複数回答可)>



【参考:確定拠出年金制度について(法令解釈通知)(抄)】

第3 資産の運用に関する情報提供(いわゆる投資教育)に関する事項

1. 基本的な考え方
2. 加入時及び加入後の投資教育の計画的な実施について
 - (1) 加入時には、(中略)
 - (2) 加入後の継続的な投資教育は、(中略)
 - (3) 加入時及び加入後の投資教育については、それぞれ、上記のような目的、重要性を有するものであり、その性格の相違に留意し、実施に当たっての目的を明確にし、加入後の教育を含めた計画的な実施に努めること。

3. 法第 22 条の規定に基づき加入者等に提供すべき具体的な投資教育の内容

- (3) 具体的な内容
 - ① 確定拠出年金制度等の具体的な内容
 - ② 金融商品の仕組みと特徴
 - ③ 資産の運用の基礎知識
 - ④ 確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計

(出所) 企業年金連合会資料(2023年度決算:n=629、2024年度決算:n=629)より厚生労働省作成

※ 継続投資教育を実施していると回答した企業の担当者を対象。

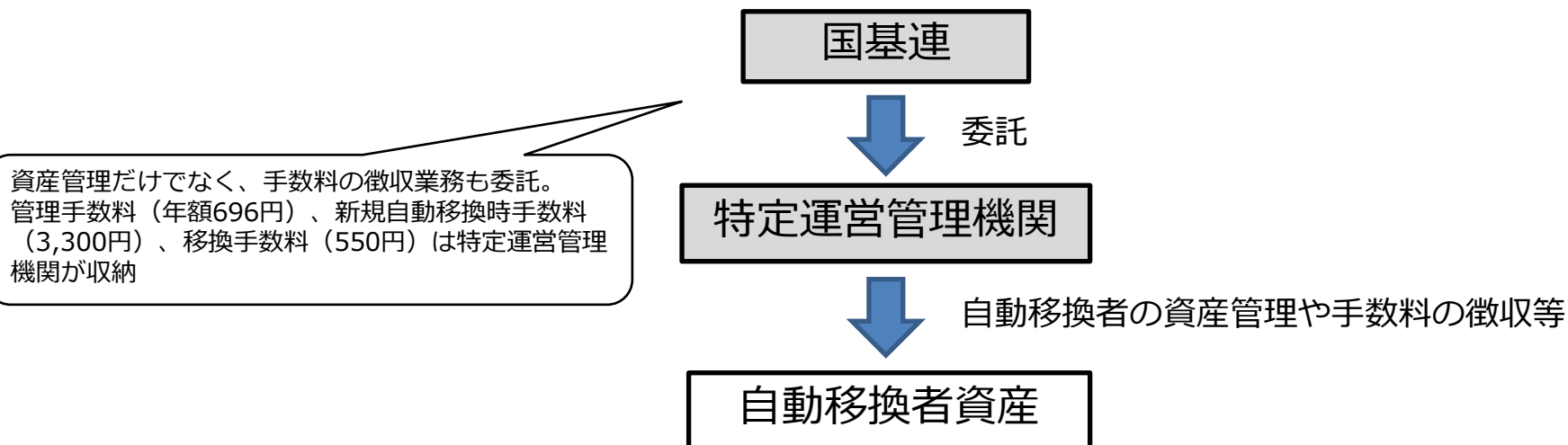
確定拠出年金（DC）の自動移換に関する手数料について

- DCの自動移換者に係る手数料については、新規自動移換時に徴収する手数料及び定期的に徴収する管理手数料があり、国民年金基金連合会が特定運営管理機関を通じて徴収している。

<自動移換者に係る手数料>

手数料名称	金額	収納主体	手数料の用途
管理手数料（月額）	58円（月次）	特定運営管理機関	自動移換者原簿管理、手続勧奨文書送付等
	40円（月次）	国民年金基金連合会	システム管理費等
新規自動移換時手数料	3,300円（回）	特定運営管理機関	自動移換者データの受入、移換通知書送付、入金管理等
	1,048円（回）	国民年金基金連合会	システム管理費等
企業型又は個人型への移換に係る手数料	550円（回）	特定運営管理機関	移換通知書の作成、振込指図、原簿の引継等

<自動移換者の手数料徴収事務のスキーム>



確定拠出年金（DC）の自動移換者の現状

自動移換者等の状況

（令和7年3月31日現在）

令和6年度末時点での人数		
自動移換者（管理資産額）	778,086 人	（3361 億 6,100 万円）
※資産額 0 円を含む自動移換者	1,382,661 人	
令和6年度における年間件数		
① 新規自動移換者（資産額）	155,913 人	（695 億 8,100 万円）
② 企業型・個人型移換戻し件数（資産額）	58,323 人	（405 億 1,700 万円）
③ 死亡一時金件数（金額）	755 件	（10 億 7,700 万円）
④ 脱退一時金件数（金額）	1,125 件	（2 億 6,300 万円）
⑤ 70 歳裁定件数（金額）	2 件	（300 万円）
⑥ 自動移換者増加（資産額）	95,706 人	（267 億 1,000 万円）

出所：令和6年度 国民年金基金連合会業務報告書より厚生労働省作成

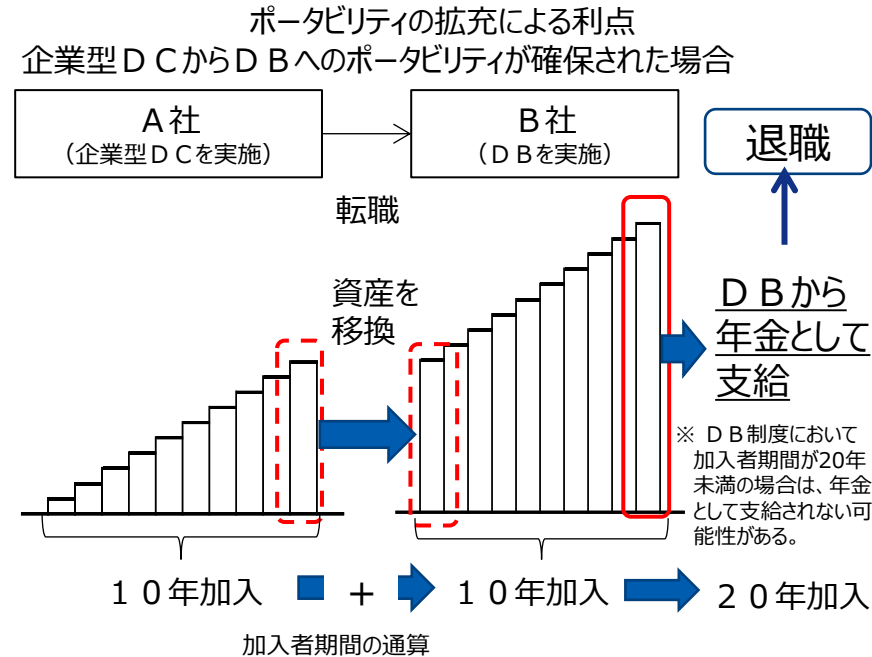
(参考) 年金資産の持ち運び (ポータビリティ)

- 制度間のポータビリティとは転職時等に制度間 (例: DB → DC) の資産移換を可能とするもの。
 - ※ 例えば、企業DBで積み立てた資金は、転職時に転職先の企業年金 (DC等) に資産を移換し、当該移換資金も合わせた形で転職先の企業年金を実施することができる。
- 制度間のポータビリティを拡充し、老後の所得確保に向けた継続的な自助努力を行う環境を整備。

【私的年金制度における年金資産の持ち運び (ポータビリティ)】

		離転職先で導入している制度、資産移換先の制度				
		確定給付企業年金 (DB)	企業型確定拠出年金 (企業型DC)	個人型確定拠出年金 (iDeCo)	通算企業年金	中小企業退職金共済
離転職前に加入していた制度等	DB	● (DB/個人単位) ※2 ▲ (DB/制度移行) ※1 ※2	● (DB/個人単位) ▲ (DB/制度移行) ※1	●	●	▲ ※1 ※3
	企業型DC	● ※2	●	●	●	▲ ※3
	iDeCo	● ※2	●	-	×	×
	通算企業年金	● ※2	●	●	-	×
	中小企業退職金共済	▲ ※2 ※3	▲ ※3	×	×	●

- : 個人の申出により移換、▲ : 事業主の手続きにより移換、- : 対象外、× : 移換不可
- ※ 1 離転職前等に加入していたDB規約の定めによる
- ※ 2 離転職先等で導入しているDB規約の定めによる
- ※ 3 合併等の場合に限る

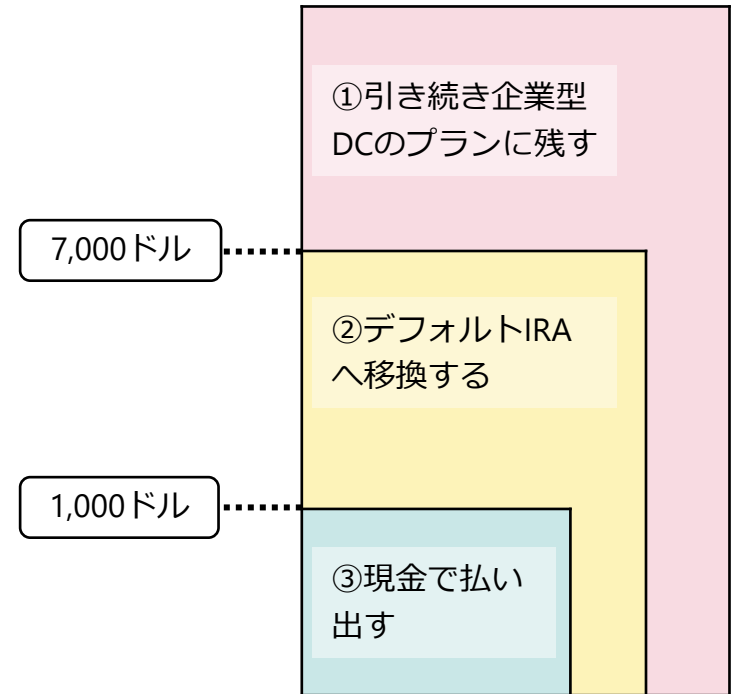


- ・ 加入者期間を通算することにより、将来年金として支給を受けることができる。
- ・ 企業年金に係る諸手続を、複数の制度に対して行う負担が軽減される。

アメリカにおける退職時に手続を行わない企業型DC加入者への対応

- アメリカにおいて、企業型DCの加入者が退職時等に手続を行わない場合、
①引き続き企業型DCのプランに残す、②デフォルトIRA口座へ移換する、③現金で払い出す
の3つの対応を取ることができる。
- どの資産額の範囲において①～③のどの対応を行うかの組み合わせは、各事業主が決める。②・③を本人の同意なく行うためには資産額の上限があり、②は資産額7,000ドル以下の場合、③は資産額1,000ドル以下の場合ということが決められている。
- デフォルトIRAの移換先は、事業主が指定する。デフォルトIRAのプランは元本確保型商品である必要がある。
- 事業主は、従業員に対して退職の一定期間前に、移換をするかどうかの決定を求め、自身が積極的に選択しない限り、現金化またはデフォルトIRA口座への移換がなされることや、その際の税制上の不利益を含めて何が発生するかを説明するための通知を行う。
- 近年、民間企業がDC資産の移換を円滑化するためのサービスを提供しており、同社のプログラムに参加する企業型DCやRKの中から、転職先のDC口座や新たに開設されたIRA口座の開設などが発見された場合には、DC資産を移換する取り組みが行われている。

【アメリカにおける退職時に手続を行わない者への対応】



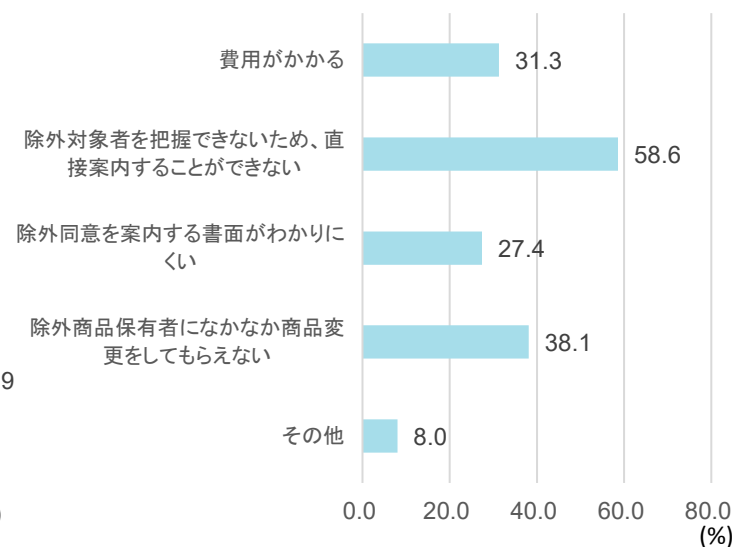
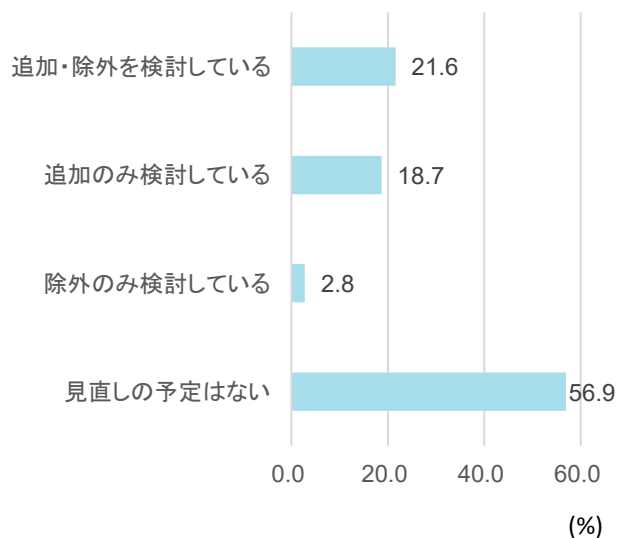
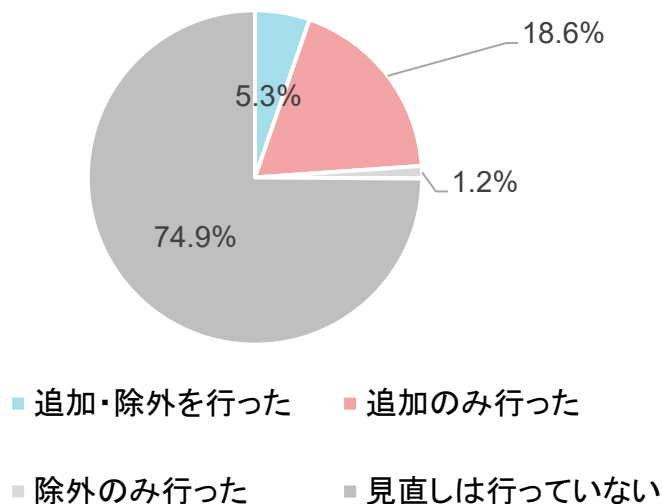
※ 米国における元本確保型商品とは、MMFや銀行預金等を指す。

(出所) 米投資信託協会、アメリカ資産運用会社等からのヒアリングを元に厚生労働省において作成

運用商品のモニタリング状況

- 運用商品のラインアップの見直しを実施していると回答した先は約25%、運用商品のラインアップの見直しを検討していると回答した先は約43%。
- 運用商品除外にあたっての課題として最も多く挙げられているのは「除外対象者を把握できないため、直接案内することができない」ということ。

<運用商品ラインアップの追加・除外> <運用商品のラインアップの見直しの検討状況> <運用商品除外にあたっての課題（複数回答可）>



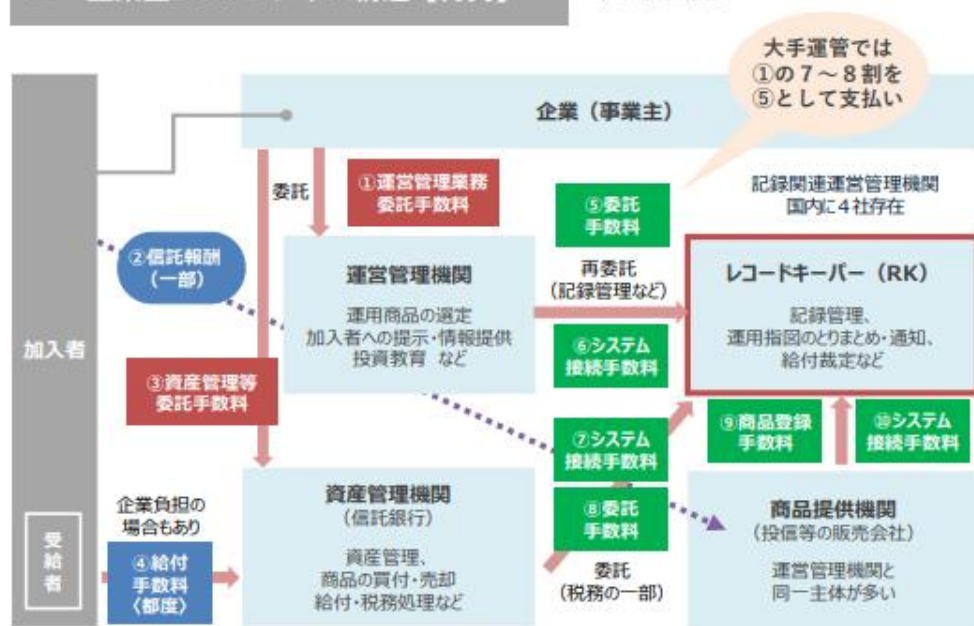
(出所) 企業年金連合会資料より厚生労働省作成
 ※ それぞれn=770 (左)、n=772 (中央)、n=514 (右)

運営管理機関とRKの関係構造 (企業型DC・iDeCo)

- 運営管理機関（運管）は、事務の効率化の観点から、企業型DC・iDeCoの記録管理等の業務を行う専門インフラとして**RK※を共同出資により設立している**（大手2社がこれに該当。他の2社は単一の運管が設立又は運管自身で実施し、他の運管からも業務を受託。） ※ 記録関連運営管理機関（レコードキーパー）
- 複数の運管からは、**RKの手数料水準等に改善の余地※**があるとの意見がある。反対に、RKからは、**制度対応を含め、多額のシステム費用を賄う必要があり、将来の更改費用を賄えないおそれもある**、運管等の個別依頼により業務・システムが複雑化している面もある、といった意見もある。
 - ※ あるRKを利用している運管では採用可能な投信（信託報酬が低廉なインデックス投信）が、別のRKを利用している運管では（商品提供機関として）RKに支払う手数料率が当該投信の信託報酬率（商品提供機関の取り分）を上回っており、採算割れとなるため採用できないとの意見もあった。
- 多くの運管は、RKのサービス利用者であり株主でもある。事務的なコストやハードルに加え、こうした出資関係により、RKの乗換は難しい可能性もある。各々のRK・運管においては、**加入者等の最善の利益や双方のビジネスの持続性に配慮し、手数料の在り方、業務の合理化、将来的なシステムの在り方等について議論を行うことが重要**である。

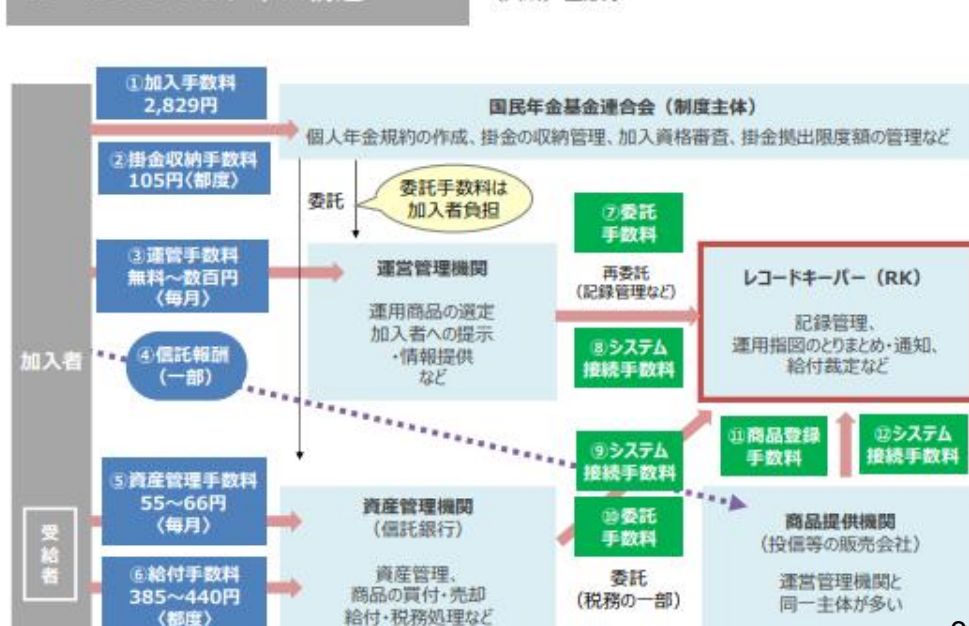
■ 企業型DCのビジネス構造【再掲】

(出所) 金融庁



■ iDeCoのビジネス構造

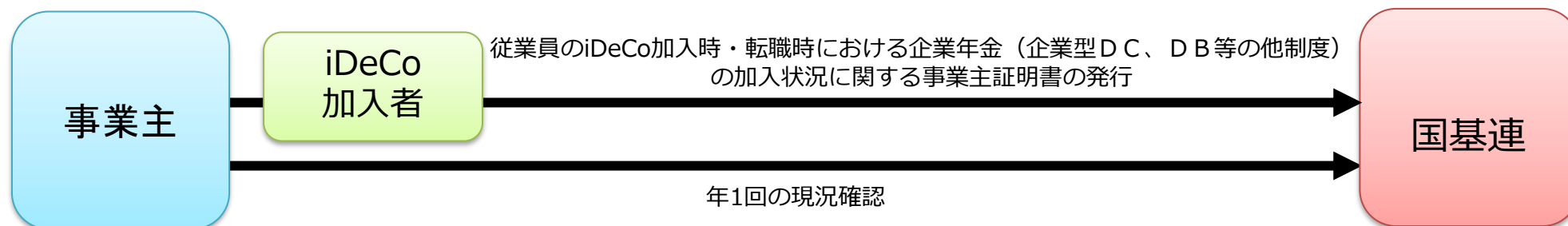
(出所) 金融庁



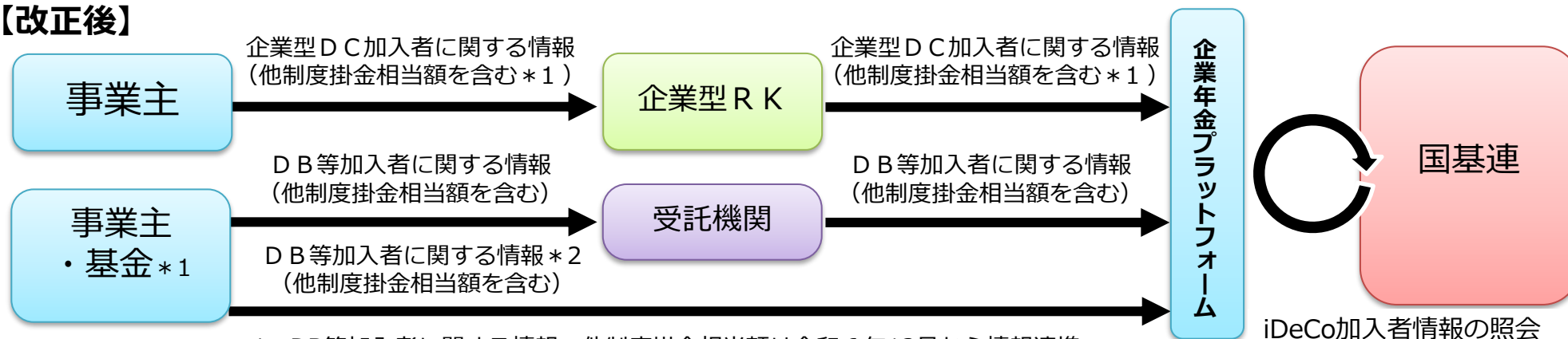
情報連携による効率的なiDeCoの制度運営

- iDeCoの実施主体である国民年金基金連合会（国基連）が拠出限度額の管理を行うためには、企業年金（企業型DC、DB等の他制度）の加入状況と事業主の拠出額を国基連が確認できることが必要となる。
 - 企業型DCを実施する事業主については、令和4年10月から企業型記録関連運営管理機関（企業型RK）を通じた国基連との情報連携を実施。DBを実施する事業主・基金（DB基金・厚生年金基金・石炭鉱業年金基金）については、令和6年12月から受託機関を通じた国基連との情報連携を実施。いずれも、企業年金連合会において整備する「企業年金プラットフォーム（PF）」を活用して情報連携を行う。
- ⇒ この仕組みの構築によって、加入時・転職時の事業主証明書と、年1回の現況確認を廃止する。

【改正前】



【改正後】



*1 DB等加入者に関する情報・他制度掛金相当額は令和6年12月から情報連携
 *2 加入者等の情報の管理業務を委託せずに自ら実施している場合（I型の契約形態）、事業主・基金自ら企業年金プラットフォーム（PF）へ登録

4. これまでの議論

4



Ⅶ. 資産運用立国の取組の深化

1. 資産運用立国の更なる推進

本年10月のJapan Weeksに向けて、資産運用立国に関する成果や追加的な施策、既存の施策の改善・実質化等を検討・実施することで、資産運用立国の実現に向けたモメンタムを維持し、更に強化していく。

本年10月のJapan Weeksや資産運用フォーラムの機会を通じ、日本市場の魅力等に関する海外向け情報発信を充実させる。資産運用フォーラムでは、国内外の資産運用会社等の知見を踏まえた成果物を取りまとめる。(以下略)

2. 家計の安定的な資産形成

①若者から高齢者まで全世代の国民が金融リテラシーを向上させながら、一人一人のライフプランに沿った形で資産形成を行うための環境整備

確定拠出年金(iDeCo及び企業型DC)については、令和7年度税制改正大綱に盛り込まれた、賃金上昇の状況を勘案した拠出限度額の引上げの速やかな実現を目指す。老後に向けた資産形成を促進する観点から、拠出実態を踏まえ、拠出限度額の考え方について、各国の制度も参照しながら、次期年金制度改革までに検討し、その結果に基づき適時に引上げを行う。

企業型DCについて、足元の物価が上昇する市場環境下において、元本確保型商品では実質的な購買力を確保できない可能性があることについて、事業主は加入者に対してより丁寧に説明するとともに、必要に応じて指定運用方法を含めた運用商品の構成の見直しを検討するよう促す。

確定拠出年金については、NISAと比較して多数の主体が関与する制度となっていることを踏まえ、厚生労働省は、内閣官房や金融庁など関係省庁の協力の下、手続の簡素化・コストの低減等の改善につながるよう、iDeCoにおけるプラットフォームとしての国民年金基金連合会の役割を含め、拠出限度額の管理や情報連携などについての大胆な改革について、本年度中に検討に着手し、できるものから速やかに実施する。

企業年金(DB及び企業型DC)の運用状況等の情報開示に向け、厚生労働省が情報を集約し公表することとされているが、必要に応じてデジタル庁とも連携しながら、その早期実現を図る。

5. 資産運用業・アセットオーナーシップの更なる高度化

②アセットオーナーシップ改革の更なる推進

確定給付企業年金(DB)について、アセットオーナー・プリンシプルの受入れを更に進めていく。また、給付のあり方等は労使で検討されるべきものであるが、加入者の退職後の生活におけるインフレ抵抗力が確保されるよう、DBの運用のあり方を含め、事例を整理・公表する。

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

(7) 資産運用立国の実現

資産運用立国に向けた更なる改革を実行する。全世代の国民が自身のライフプランに沿った資産形成が行えるよう、NISA制度の一層の充実の検討、金融資産やキャッシュフローの状況を容易に把握できる環境の整備に取り組むほか、企業型DC（企業型確定拠出年金）及びiDeCo（個人型確定拠出年金）の運用改善を進めるとともに、令和7年度税制改正の大綱に基づく拠出限度額の引上げの速やかな実現を目指す。企業年金加入者のための運用の見える化を行う。家計の安定的な資産形成の基盤となる金融経済教育を充実する。成長分野への資金供給を強化する観点から、東証グロース市場の機能向上、インパクト投資市場の拡大、データセンターのREIT（不動産投資信託）への組入促進、有価証券報告書の株主総会前の開示の後押しにつながる制度横断的な検討、コーポレートガバナンス改革、銀証ファイアウォール規制の在り方についての検討を行うほか、資産運用の高度化を図る観点から、「金融・資産運用特区」4地域による広報・誘致活動の充実、アセットオーナー・プリンシプルの受入促進に取り組む。

3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

（1）個人所得課税のあり方

① 私的年金等に関する公平な税制のあり方

働き方やライフコースが多様化する中で、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとしていくことが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。

こうした考えの下、勤務先の企業が企業年金を設けているかどうか、企業年金の形態がどうであるかといった違いにかかわらず、継続的に、かつ、平等に資産形成をできる環境の整備を進めるため、iDeCoの拠出限度額について、「穴埋め型」による引上げを行う。

さらに、豊かな老後生活に向けて、公的年金を補完し、老後に向けた資産形成を支援するという私的年金の役割を踏まえ、賃金上昇の状況を勘案し、確定拠出年金の拠出限度額について7,000円の引上げを行う。また、公的年金による保障が相対的に限定的な個人事業主のiDeCo等の拠出限度額についても、同額の引上げを行う。確定拠出年金については、加入率が3分の1以下にとどまる、拠出限度額の近くまで拠出している者の割合が低い、高所得者ほど利用者が多く拠出額も多いといった実態もある。今後、こうした実態を踏まえ、拠出限度額の考え方について、各国の制度も参照しながら、次期年金制度改革までに検討し、結論を得る。

包括的所得課税の下では、拠出時に所得控除の対象とされる、私的年金を含む年金については、給付時において相応の課税がなされることが原則と考えられる。しかしながら、現行の年金課税や退職所得課税の下では、私的年金の給付時課税が限定的となっており、給付時課税のあり方を検討する必要がある。

また、退職金や私的年金等の給付に係る課税について、給付が一時金払いか年金払いかによって税制上の取扱いが異なり、給付のあり方に中立的ではないといった指摘がある。

退職所得課税については、勤続年数が20年を超えると1年あたりの退職所得控除額が増加する仕組みが転職の増加等の働き方の多様化に対応していないといった指摘もある。

退職金や私的年金等のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係すること等を十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しが求められる。例えば、各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、あるべき方向性や全体像の共有を深め、具体的な案の検討を進めていく。

6 その他

（国税）

（1）確定拠出年金法等の改正を前提に、確定拠出年金制度等について次の見直しが行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。

- ① 企業型確定拠出年金制度におけるマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止する。
- ② 企業型確定拠出年金の拠出限度額を次のとおりとする。
 - イ 確定給付企業年金制度に加入していない者 月額6.2万円（現行：月額5.5万円）
 - ロ 確定給付企業年金制度の加入者 月額6.2万円（現行：月額5.5万円）から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額
- ③ 個人型確定拠出年金制度について、60歳以上70歳未満であって現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額を月額6.2万円とする。
- ④ 個人型確定拠出年金の拠出限度額を次のとおりとする。
 - イ 第一号被保険者 月額7.5万円（現行：月額6.8万円）
 - ロ 企業年金加入者 月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額（現行：月額2.0万円）
 - ハ 企業年金に未加入の者（第一号被保険者及び第三号被保険者を除く。） 月額6.2万円（現行：月額2.3万円）
- ⑤ 国民年金基金の掛金額の上限を月額7.5万円（現行：月額6.8万円）とする。
- ⑥ その他所要の措置を講ずる。

II. 拠出・運用・給付の在り方

3. 拠出限度額

(3) 今後の検討

現在の企業型DCの拠出限度額については、退職前給与の6割を公的年金と私的年金とでカバーすることを勘案し、それを前提とした算定式により拠出限度額を設定している。公的年金の財政検証の結果も踏まえ、公的年金の給付モデルを一律で設定していることの妥当性や、公的年金のマクロ経済スライドの発動による所得代替率の変化の見込み、平均的な給付水準の実態、物価や賃金の変化や高齢期の長期化を反映した必要額などについて諸外国の制度も参考にしながら、拠出限度額の在り方について、引き続き検討を行う必要がある。

その際、税制の議論において、私的年金や退職給付の在り方について、拠出・運用・給付の各段階を通じた包括的な見直しが求められている点も踏まえつつ、中長期的には、キャッチアップ拠出や生涯拠出限度額といった拠出の仕組みについても、引き続き検討を深めるべきである。

III. 私的年金の普及・促進のための取組

2. 手続の簡素化等

手続の簡素化については、「資産所得倍増プラン」において盛り込まれたところであるが、私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、活用を促進する観点から、実務に即した対応の検討が必要である。

この点に関し、

- ・ 加入者の利便性向上のために、iDeCoの手続の簡素化・効率化をさらに進めていくことが重要。
- ・ iDeCo関連手続のオンライン化・デジタル化として、マイナンバーカードを活用することや、国民年金基金連合会が統一的なフォーマットで手続をオンラインで簡素化できる仕組みの導入を検討すべきといった意見があった。

これらを踏まえ、加入者の利便性の向上の観点から、引き続き手続の簡素化・効率化に取り組むべきである。

また、制度の見直しの検討に際しては、手続の簡素化・効率化の観点を踏まえるとともに、関係機関における事務負担も考慮した対応を検討すべきである。

IV. DB・DC制度の環境整備

5. DCの運営管理機関、事業主、加入者本人の各段階における適切な運用の方法の選定

(2) 指定運用方法

事業主が指定運用方法の設定を行うことについては、

- ・ 老後の所得を増やすためには、全世界の主要企業に分散投資する、低コストのインデックスファンドなどの投資信託をデフォルトファンドとしてはどうか
- ・ 指定運用方法の設定がなされれば運用未指図のリスクが減るのではないかといった意見があった一方で、
- ・ DCは個人が自己の責任において運用指図を行うこと、国民の高齢期における所得の確保に関わる自主的な努力を支援することが法の趣旨であるところ、加入者集団の属性は、業種・業態や職種などによって、従業員の金融理解度やリスク許容度、平均的な勤続期間、加入者の流動性の程度などが異なるため、労使自治の下、各制度において最適と判断されるものを選定する仕組みとするべきであり、現行制度を維持することが適切
- ・ DCの加入者自らが年金資産を運用する制度の趣旨に沿って運営している事業主に指定運用方法を義務化することは適切ではない
- ・ 指定運用方法をターゲットデートファンドにしたことによって継続投資教育が疎かにならないか懸念しているといった意見があった。

これらの議論を踏まえ、適切な商品の選択や未指図対策については、まずはDCにおける加入時の適切な情報提供や継続投資教育等を通じて、個々人の制度に対する理解や金融リテラシーの向上を目指すこととすべきである。指定運用方法については、DC制度における運用の状況を踏まえながら、制度の趣旨や企業型DCにおける労使の関係に係る課題について改めて整理を行った上で、引き続き慎重に検討すべきである。

社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理（令和6年12月27日公表）②

IV.DB・DC制度の環境整備

7.自動移換

現在の自動移換の仕組みは、手続を行わなかった退職者の資産について国民年金基金連合会が一元的に管理を行うという意義があるが、一方で、国民年金基金連合会に資産処分の権限がないことや、資産が運用されておらず、手数料負担により資産が目減りし、将来の年金受給が十分に確保できなくなる等から、加入者の保護に欠ける結果につながるものが指摘されてきた。

これまで、事業主・記録関連運営管理機関（RK）への指導や自動移換者への年1回の通知に加え、他の企業型DCやiDeCoの加入者等である場合には本人の申出がなくとも年金資産を移換するための対応を行ってきたところであるが、自動移換者については毎年一定数の流入が続き、既存の自動移換者数と資産額が増え続けている状況にある。

これを踏まえ、企業型DC加入者であった者が、退職後においても老後の所得確保のための資産形成を継続できるよう、企業型DC加入者資格喪失者が自動移換されることを防ぐことと、自動移換となった者のiDeCo・企業型DCへの移換を促すための施策について検討した。

転職時等の自動移換の課題については、国民年金基金連合会及びRKにおける対応は、これまで十分に行われてきており、関心を持たれない資産を安定的に老後まで預けておくという観点から、現在の自動移換の仕組みは十分機能しているのではないかと評価する意見があった。

その上で、新規自動移換者の流入や既存の自動移換者の移換のための施策として、事業主による周知の徹底、投資教育の充実等の取組の推進を求める意見や、企業型DCで資格喪失後の移換先を設定しておくこと、個人別管理資産額が少額の場合の中途引き出しの拡大など、諸外国における対応なども参考に制度の見直しを求める意見があった。

また、自動移換者の実態について、企業型DCの加入者資格喪失者に占める自動移換者の割合は、事業主ごとに異なっており（平均：33%）、自動移換者の割合が50%を超える事業所は全体の32%を占めているという実態から、退職時のポータビリティに関する説明の取組には事業主ごとに差異があると考えられ、労働者の理解が促進されるよう、まずは説明についての強化が重要であるとの意見があった。

これらの議論を踏まえ、事業主が取るべき対応として、企業型DCの加入者資格を喪失する前から資格喪失時にかけて、資格喪失時に取るべき対応に係る説明を実施することや、企業型DCの全加入者に対する資格喪失時の個人別管理資産の移換の手続等に関する継続的な説明を実施することとすべきである。その際、従業員に対する説明を効果的に行うための資料を事業主に提供する等の環境整備にも配慮する必要がある。また、事業主や加入者の意識の向上を通じ、企業型DC加入者であった者の資産を保護するため、自動移換の状況の見え方に取り組むべきである。

あわせて、運営管理機関や国民年金基金連合会に対しては、移換手続をやすくするための取組や、自動移換となった者への周知方法等の改善を引き続き促すべきである。また、国民年金基金連合会に対しては、自動移換の現状や制度改正によるシステム改修経費等を踏まえた自動移換の適切な手数料の設定を促すべきである。

なお、個人別管理資産が少額の者について中途引き出しを認めるべきとの意見もあったところ、DCの中途引き出しに係る論点とあわせ、引き続き検討を行うべきである。

IV.DB・DC制度の環境整備

8.DCの中途引き出し（脱退一時金）

DCは老後の所得確保を目的とした制度であり、給付は障害給付及び死亡一時金を除き、原則60歳以降に支給を受けることができる。ただし、個人別管理資産が極めて少額な場合、掛金の拠出期間が短期間である場合等の一定の条件を満たす場合には、例外的な措置として脱退一時金を受けることができる。

DCの中途引き出しの在り方については、

- ・ DCの中途引き出しの対象範囲を広げるべき
- ・ 自動移換者の動向を踏まえると、一定の個人別管理資産が少額の者については、中途引き出しを認めるべき
- ・ 税制上の優遇等を踏まえると、DCの中途引き出しは安易に要件を緩和するべきではない

との意見があった。

また、脱退一時金の通算拠出期間は公的年金の脱退一時金の支給上限を踏まえて5年以下とされてきたところ、現在、在留資格の見直しや、在留外国人の滞在期間を踏まえ、公的年金の支給上限について、5年から8年への引き上げが検討されている。

これらを踏まえ、DCの脱退一時金については、公的年金の脱退一時金の見直しの状況や実務も踏まえ、通算拠出期間について5年から8年へ引き上げる等、見直すべきである。また、その他の論点については、DC制度の目的や実施状況、自動移換の動向等も踏まえつつ、引き続き検討を深めるべきである。

なお、DBの中途引き出しについては、DBが退職給付由来であり、労使合意に基づく制度であることを踏まえると、単にDCの整合性を取るために要件を設けるべきではないとの意見があった。